

令和5年3月3日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、本望ボクシングジム（以下「本望ジム」という）所属ボクサーである横内恒二（ライセンスNo.50342）選手を令和 5 年 2 月 10 日より 6 カ月のライセンス停止処分とする。

理由：横内恒二選手は、令和 5 年 2 月 10 日の前日計量において 0.3kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は横内恒二選手を令和 5 年 2 月 10 日より 6 カ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、本望ジムのマネージャーである本望美香（ライセンスNo.47082）氏を嚴重注意処分とする。

理由：当財団は、本望美香氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション